

公益社団法人空気調和・衛生工学会  
論文集予約購読規程

平成 24 年 5 月 15 日 理事会制定

(目的)

第 1 条 本規程は、定款第 4 条第 3 項に基づき、定款第 5 条第 1 項～第 5 項の会員の暖房・冷房・換気・空気調和・給水・排水・衛生・環境・エネルギー、その他これに関連する工学・工業上の理論的・実験的、もしくは調査・実証的な研究成果の公表の場として、“空気調和・衛生工学会論文集”（以下、論文集という）を年 12 回発行し、その成果の交流・活用を図ることを目的とする。

(論文集予約購読制度)

第 2 条 論文集を登録して予約購読をしようとする者は、次の区分に応じてそれぞれ、登録申込書の提出および当該年度の論文集予約購読費を納入するものとする。

- (1) 論文集予約購読者(個人)
- (2) 論文集予約購読者(賛助)

(論文集予約購読者(個人))

第 3 条 論文集予約購読者(個人)は、第 1 条の会員でなければならない。

- (1) 論文集予約購読者(個人)は、論文集を発行の都度 1 冊ずつ送付される。
- (2) 空気調和・衛生工学会大会発表申込日までに論文集予約購読者(個人)として登録された者は、大会登録費が免除される。
- (3) 論文集予約購読費は年額 4,500 円(+消費税)とし、その有効期間は 4 月 1 日から 3 月末日までとする。
- (4) 年度の中途に論文集予約購読者(個人)になるときは、登録申込書の提出および論文集予約購読費の納入のあった日を登録年月日とするが、論文集予約購読費は 4,500 円(+消費税)とし、当該年度に発行された論文集はさかのぼって無料送付される。
- (5) 登録を継続するときは、前年度 3 月末日までに翌年度の論文集予約購読費を納入する。
- (6) 論文集予約購読者(個人)が、第 3 項により論文集予約購読費を前納しないときは論文集の送付を停止する。また、当該年 6 月末日までに論文集予約購読費納入がないときは、論文集予約購読者(個人)の登録を抹消する。
- (7) 既納の論文集予約購読費は返還しない。

(論文集予約購読者(賛助))

第 4 条 論文集予約購読者(賛助)は、論文集の刊行趣旨に賛同し、その援助を希望する者(定款上の会員を問わない)とする。

- (1) 論文集予約購読者(賛助)は、論文集を発行の都度 2 冊ずつ送付される。
- (2) 論文集予約購読費は年額 15,000 円(+消費税)とし、その有効期間は 4 月 1 日から 3 月

末日までとする。

- (3) 年度の中途に論文集予約購読者(贊助)となるときは、登録申込書の提出および論文集予約購読費の納入のあった日を登録年月日とするが、論文集予約購読費は 15,000 円(+消費税)とし、当該年度に発行された論文集はさかのぼって無料送付される。
- (4) 登録を継続するときは、前年度 3 月末日までに翌年度の論文集予約購読費を納入する。
- (5) 論文集予約購読者(贊助)が、第 3 項により論文集予約購読費を前納しないときは論文集の送付を停止する。また、当該年 6 月末日までに論文集予約購読費納入がないときは、論文集予約購読者(贊助)の登録を抹消する。
- (6) 既納の論文集予約購読費は返還しない。

(改 廃)

本規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 本規程は、平成 24 年 5 月 15 日から施行する。